

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【薩摩川内市】

令和3年5月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
薩摩川内市	住宅	定住住宅取得補助	<p>★ 令和2年4月から令和5年3月末までの間に転入し、定住のための住宅を市内の補助対象区域に新築又は購入し、5年以上定住する者に対して、補助金を支給します。</p> <p>◎補助額 20万円、100万円、150万円（区域により異なり、一部区域は年齢制限があります）</p> <p>下記の①～⑥の要件をすべて満たし、本市に転入した日から3年以内に申請できる方が対象となります。</p> <p>①令和2年4月から令和5年3月末の転入者（1年以内に再転入した場合は除きます） ②市内業者を利用して、市内の補助対象区域に住宅を新築又は購入した方 ③新築又は購入した住宅建物の価格が400万円以上の方 （購入の場合で家屋価格を明示されない場合は土地・建物の固定資産税評価額比率により建物価格を算出します） ④新築又は購入した住宅建物が5年以上定住する方 ⑤自治会に加入した方 ⑥市税等の滞納がない方</p>
薩摩川内市	住宅	定住住宅リフォーム補助	<p>★ 令和2年4月から令和5年3月末までの間に転入し、定住のために本市内の補助対象区域内にある住宅をリフォームし、5年以上定住する者に対して、補助金を支給します。</p> <p>◎補助額 リフォームに要した費用の2分の1の額 ただし、区域により上限額を設定されています（70万円または100万円）</p> <p>下記の①～⑥の要件をすべて満たし、本市に転入した日から1年以内に申請できる方が対象となります。</p> <p>①令和2年4月から令和5年3月末までの転入者 ②市内業者を利用して、市内の補助対象区域にある住宅をリフォームした方 ③リフォームした工事代金が30万円以上の方【アパート等の賃貸の集合住宅は対象外です】 ④リフォームした住宅建物が5年以上定住する方 ⑤自治会に加入した方 ⑥市税等の滞納がない方</p>
薩摩川内市	住宅	空き家情報登録制度（空き家バンク）	<p>★ 市内にある空き家を登録し、市外から転入予定の方を対象とした住宅紹介 薩摩川内市以外から本市へ転入予定の方に対して、空き家の賃貸・購入を媒介いたします。</p>
薩摩川内市	住宅	空き家バンク成約奨励金	<p>★ 空き家バンク制度を通して成約された所有者と利用希望者の両方に奨励金を支給します。</p> <p>◎金額 10万円、20万円、30万円（区域により異なります） 成約後1年以内に申請できる方が対象となります。</p>
薩摩川内市	移住体験	移住体験住宅【体験型】	<p>★ 田舎暮らしを希望されている方に、一定期間、市が設置する「移住体験住宅」で実際に田舎暮らしを体験し、薩摩川内市の自然や人情に触れていただく事で移住計画者を応援しようとするものです。</p> <p>利用期間は1泊から30泊までとなります。</p> <p>体験住宅利用料（1棟あたりの金額、光熱水費などの必要経費を含む）は、人数に関係なく、利用期間に応じて下記のとおりです。</p> <p>1泊以上13泊 1泊あたり2,000円を加算 14泊以上27泊 1泊あたり1,500円を加算 28泊以上 1泊あたり1,000円を加算</p> <p>設置地域： 飯島・里地域（花実咲）（STウイダーズ）、下飯地域（きまま館）</p>
薩摩川内市	住宅	小型合併処理浄化槽設置整備補助	<p>★ 公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置に対し、補助金を支給します。</p> <p>補助額 新築① 既存住宅②</p> <p>5人槽 166,000円 332,000円 7人槽 207,000円 414,000円 10人槽 274,000円 548,000円</p> <p>※特に、単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合は、上記②の金額に10万円を上乗せして補助します。</p> <p>※宅内配管工事費助成 既存住宅において、合併処理浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水）、マス及び合併処理浄化槽から住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象とします。工事費助成の上限は、単独処理浄化槽からの転換は30万円、汲取り式トイレからの転換は10万円を上記②の金額にそれぞれ上乗せして補助します。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【薩摩川内市】

令和3年5月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
薩摩川内市	住宅	地球にやさしい環境整備事業	<p>★次世代エネルギーの利用促進、温室効果ガス排出削減のため、地球にやさしい環境の整備として以下の機器等の導入に対する補助金を交付</p> <p>○住宅用太陽光発電設備導入に係る補助(補助限度額:10万円)</p> <p>補助対象者:自らの住宅(既存・新築)に、市内の施工業者により住宅用太陽光発電設備を設置予定、または、設置済みの建売住宅を購入した方</p> <p>補助額:太陽電池モジュール最大出力1kW当たり2万円をかけた額(上限10万円)</p> <p>【削除】○家庭用燃料電池システム導入に係る補助</p> <p>補助対象者:国の補助に申請し、自らの住宅(既存・新築)に市内の施工業者により家庭用燃料電池システムを設置、または設置済みの建売住宅を購入した方で、国の補助金交付決定を受けた方</p> <p>補助額:対象設備1基につき20万円</p> <p>○蓄電池システム導入に係る補助</p> <p>補助対象者:自らの住宅(既存・新築)に市内施工業者により蓄電池を設置予定、または設置済みの建売住宅を購入した方。</p> <p>補助額:蓄電池容量1kWh当たり3万円をかけた額(上限15万円)</p> <p>【削除】○HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)導入に係る補助</p> <p>補助対象者:自らの住宅(既存・新築)に市内の施工業者によりHEMSと補助対象設備(太陽光・蓄電システムなど)にあわせてHEMSを導入予定の方。</p> <p>補助額:HEMS設置に加えて設置した補助対象設備の導入数に応じて 1設備 3万円、2設備 5万円、3設備 10万円</p> <p>○ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の建築に係る補助</p> <p>補助対象者:国のZEH支援事業補助金に該当する住宅を建築、または購入した方で、国の補助金交付決定を受けた方</p> <p>補助金額:ZEHに係る国補助金額の1/2(上限30万円)に、(蓄電システムを導入した場合)蓄電システムに係る補助金交付額の1/2(上限10万円)を加えた額</p> <p>【削除】○電気自動車等充電設備</p> <p>補助対象者:国の補助制度に申請し、交付決定を受けた、市内に住所を有する方。ただし、市内の施工業者により設置されていることが条件。</p> <p>補助金額:国の補助金額の1/2(上限50万円)</p> <p>【削除】○電動アシスト自転車</p> <p>補助対象者:市内の販売店で電動アシスト自転車を購入し、車の運転免許をお持ちの方</p> <p>補助金額:本体価格の1/3(上限3万円)</p> <p>【削除】○プラグインハイブリッド・電気自動車</p> <p>補助対象者:自ら使用する目的で購入し、国の補助金確定通知を受けた方</p> <p>補助金額:国の補助金交付確定額の1/2(上限50万円)</p> <p>・対象車両の購入にあわせて充電設備(上記充電設備に非該当)を設置した場合、5万円上乗せ</p> <p>【削除】○超小型モビリティ</p> <p>補助対象者:未使用の超小型モビリティを購入した方で市内に住所がある方。</p> <p>補助金額:1台につき上限7万円</p>
薩摩川内市	就業	若者等ふるさと就労促進奨励金	<p>★新卒者、UJターン者の市内就労促進を支援するため、市内事業所に就職した若者等に奨励金を支給します。</p> <p>【補助対象者】 新卒者:中学校・高校・大学・専門学校等の新卒者で、市内に住所を有し、卒業後1年以内に市内事業者と正規雇用契約を結んだ者。 UJターン者:本市に転入した40歳未満(平成31年4月1日以降に就労した方は40歳未満)の者で、転入前後1年以内に市内事業者と正規雇用契約を結んだ者。 * 鹿児島地域についてはいずれも50歳未満 ※正規雇用とは、雇用期間の定めが無く、社会保険、労災保険、雇用保険に加入していること。</p> <p>【奨励金額】 1人につき10万円(生涯1回のみ支給) * 鹿児島地域の事業所に就労した方は30万円(10万円を3年に分けて支給)</p> <p>※令和3年2月末日までに補助対象者の要件を満たした者が対象</p>
薩摩川内市	就業	UJターン者家賃等補助金	<p>中小企業等の人材確保とUJターン者の地元就労を支援するため、市内中小企業等に就職したUJターン者に対し、家賃の一部を補助します。</p> <p>【補助対象者】 ・本市に転入前後1年以内に中小企業等に正規雇用された者 ・転入時において、40歳未満の者(* 鹿児島地域については50歳未満) ・自ら住宅を借り受け、家賃を支払った者</p> <p>【補助金額】 支払った家賃1か月分の額に3/10を乗じて得た額の12か月分(月額上限2万円) * 鹿児島地域については家賃1か月分の額に5/10を乗じて得た額の12か月分(月額上限1.5万円) * 中小企業等から家賃の支援がある場合は、その額を控除した額に補助率を乗じる。</p> <p>【移住支援金】 鹿児島へのUJターン者のみが対象となります。 単身世帯:10万円 二人以上の世帯:20万円</p>
薩摩川内市	就農・漁業	新規就農者支援事業	<p>★新規に農業に就業しようとする方(新規参入者、農業後継者等)に対して、農業公社研修生等及び農業次世代人材投資資金の交付を受けていない認定新規就農者に対して、農業公社研修期間及び就農から最長5年間を限度とし、生活及び研修資金を補助します。</p> <p>補助対象者 本市に住所を有し、本市内の存する農地において農業を営む方 農業公社が実施する研修事業を受講する方 5年以上就農することが見込まれる方</p> <p>補助額 交付額:年額150万円以内</p>
薩摩川内市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★18歳に達した最初の年度末までの子どもの医療費の自己負担分を全額助成 本市に住所を有する高校修了(18歳到達後の最初の3月31日まで)までの子どもが対象になります。 (市町村民税非課税世帯の子どもは窓口負担なし) ただし、他の医療費助成制度の対象となるときは、その制度が優先されます。 また、独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する災害給付を受ける場合も、その制度が優先されます。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【薩摩川内市】

令和3年5月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
薩摩川内市	出産・育児	不妊・不育治療費等助成制度(コウノトリ支援事業)	<p>★不妊治療・不育治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費等の一部を助成することにより、福祉の増進を図ります。</p> <p>助成対象者 申請時に、次の要件を満たす夫婦が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 婚姻をしていること 2. 本市に住所を有し、3ヶ月以上居住していること (夫婦のいずれかが住所を有している場合も含まれますが、住所のある方の費用のみ申請できます) 3. 夫婦双方が国民健康保険又は社会保険に加入していること 4. 夫婦双方とも市税等滞納がないこと <p>治療費の助成額 ○不妊治療費(1年度当たり20万円を限度に、1妊娠・出産(令和3年4月1日以降の妊娠12週以降の死産を含む)につき連続5年度) 【自己負担額】-【鹿児島県の助成相当額】×1/2=助成額(100円未満切捨て) ※産地の方のみ不妊治療にかかる旅費、宿泊費の一部 ○不育治療費等(1年度当たり10万円を限度に、1妊娠出産につき連続5年度) 【不育治療費の自己負担額】×1/2=助成額(100円未満切捨て) ※産地の方のみ不育治療にかかる旅費の一部</p>
薩摩川内市	出産・育児	こしき子宝支援事業	<p>★産地地域の妊産婦の方々を対象に、妊産婦健診のために本土の病院へ渡った場合、島外産科医療機関で出産に備え待機する場合、また島外の医療機関へ緊急移送された場合等にフェリー代等の交通費や宿泊費の一部を助成します。</p> <p>○妊産婦健診を受診する際の交通費および宿泊費 1、交通費：妊産婦健診については14往復分、産婦健診については2往復分を限度(産地住民島発往復割引運賃を原則とし、1回の妊産婦健診につき要した産地各港と川内港又は串木野新港間の旅客運賃相当額) 2、宿泊費：妊産婦健診につき1泊5,000円を上限とし、かつ2泊を限度とする合計額に3分の2を乗じて得た額 ○島外の産科医療機関での出産に備えて待機する際の交通費および宿泊費 1、交通費：出産待機に要した産地各港と川内港又は串木野新港間の旅客運賃相当額(産地住民島発往復割引運賃を原則) 2、宿泊費：1泊5,000円を限度に上限75,000円の合計額に3分の2を乗じて得た額 ○島外の産科医療機関にやむを得ず緊急に移送された際の移送費 緊急移送にかかる費用の実費相当額(100,000円を限度)に3分の2を乗じて得た額</p>
薩摩川内市	出産・育児	妊産婦健康診査等補助回数	<p>★妊産婦健診、産婦健診、妊婦歯科健診及び新生児聴覚検査に要する費用の一部を負担します。</p> <p>妊産婦健診14回、産婦健診2回、妊婦歯科健診1回、新生児聴覚検査1回</p>
薩摩川内市	出産・育児	ファミリー・サポートセンター事業	<p>★子育てのお手伝いをしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方が、お互いに会員になって有償ボランティアで助け合い(相互援助活動)を行います。</p> <p>会員条件 おねがい会員・・・薩摩川内市内在住または勤務している方で生後3か月から小学6年生までの子どもがいる方 まかせて会員・・・薩摩川内市在住で20歳以上の心身ともに健康な方(年齢、性別、資格等問わず)</p> <p>利用料金(入会金・年会費無料) おねがい会員 月～金(祝日は除く)7:00～19:00・・・30分 300円 上記の時間外、土曜・日曜・祝日・・・30分 350円</p> <p>助成額 おねがい会員 月～金(祝日は除く)7:00～19:00・・・30分 150円 上記の時間外、土曜・日曜・祝日・・・30分 200円</p>
薩摩川内市	出産・育児	保育料軽減事業	<p>薩摩川内市では、保護者の収入に関わらず、保育認定を受けて保育所等に入所する第2子と第3子に該当する3歳未満児の保育料を、それぞれ半額・無償化しています。</p>
薩摩川内市	出産・育児	第3子以降妊娠祝金	<p>★【削除】</p> <p>第3子以降のお子様を妊娠された方に祝金を支給します。</p> <p>対象者 以下の要件をすべて満たす方 ①第3子以降の子(以下、対象児)を養育することとなる予定の保護者であること ②対象児に係る母子健康手帳の交付を受けていること ③母子健康手帳の交付を受けた日において、本市に1年以上住所を有していること(申請時点においても本市に住所を有していること)</p> <p>祝金額 対象児1人につき10万円</p>
薩摩川内市	出産・育児	子育て応援券支給事業	<p>【令和3年6月から事業開始】</p> <p>対象者 以下の要件をすべて満たす方 ①令和3年4月2日以降に生まれ、出生日から本市に住居登録されている子(以下、対象児)を養育している ②対象児の出生日時時点で、3ヶ月以上本市に住居登録があり、申請日まで継続して本市に住居登録している ③対象児と同居している</p> <p>支給額 第1子 10,000円(1冊)、第2子30,000円(3冊)、第3子以降50,000円(5冊) ※1,000円×10枚で1冊</p> <p>応援券の取扱い店舗 薩摩川内市赤ちゃんの駅登録施設のうち、子育て応援券取扱申請をした店舗</p>
薩摩川内市	住宅	結婚新生活支援補助金	<p>★結婚に伴う新生活のスタートに係る新居住居費及び引越費用を助成します。</p> <p>対象者 以下の要件をすべて満たす方 ①令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦 ②婚姻時に夫婦ともに39歳以下 ③令和元年の夫婦の合計所得が400万円未満(奨学金の返済額を控除可/離婚した方は別途計算) ④令和3年1月1日以降、市内の住宅を新たに取得または新たに賃借して住んでいる ⑤夫婦ともに市税等の滞納がない</p> <p>補助額 住宅の取得費または賃借費(家賃1か月分、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)、引越費用(上限30万円)</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表【薩摩川内市】

令和3年5月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
薩摩川内市	教育	通学定期券等購入費補助金	<p>★ 市内に住む中学・高校生が、市内の中学校・高校へ公共交通機関等を利用して通学する際の定期券購入代またはスクールバス代を助成します。</p> <p>対象者 以下の要件をすべて満たす方 ①本市に住所を有し、本市に所在する中学校及び高等学校に通学する生徒のために定期券等を購入している保護者 ②市税等の滞納がないこと</p> <p>補助額 定期券等の購入代の半額</p>
薩摩川内市	就業	奨学金返還支援制度	<p>★ 薩摩川内市では、大学(短期大学を除く)または川内職業能力開発短期大学校、川内看護専門学校を卒業した方が市内の中小企業やそれに準ずると認める企業・団体に就職した場合に、在学時に借りていた奨学金の返還を支援するものです。</p> <p>補助対象者: 以下の全てに該当する方。 ①大学(短期大学を除く)または川内職業能力開発短期大学校、川内看護専門学校を卒業した方 ②在学中に、市の指定する奨学金を借りていた方 ③平成28年度以降に市内の事業者にて正規雇用され、市内に勤務している方 ④市内に住所を有し、正規雇用された時点で30歳未満の方</p> <p>補助額: 前年度に返還した奨学金額の2分の1(上限20万円) 補助期間: 返還が完了するまでか、補助額の総額が200万円に達するまで</p>
	その他	新幹線通勤定期購入補助	<p>★ 令和2年4月から令和5年3月末までの間転入した者で、同期間に発行された新幹線定期乗車券(川内駅を利用区間に含む)を利用し通勤している者に対して補助金を支給します。 ◎補助額 1月あたり1万円～2万円(営業キロにより異なる)</p> <p>下記の①～⑤の要件をすべて満たし、定期券の通用開始から4カ月以内に申請できる方が対象となります。 ①令和2年4月から令和5年3月末までの転入者 ②令和2年4月から令和5年3月末までの間に発行された新幹線通勤定期券を購入し、通勤している方(川内駅を利用区間に含む定期券が対象となります) ③新幹線通勤定期券購入額から、勤務先より支給された通勤手当額を差し引いた金額が、補助金額以上となる方 ④自治会に加入した方 ⑤市税等の滞納がない方</p>
	その他	高齢者はり、きゆう、マッサージ等施術料助成事業	<p>★ 高齢者の健康保持と福祉の増進を図るため高齢者がはり、きゆう、マッサージ、あん摩又は指圧の施術を受けた場合に当該施術に係る施術料の一部を助成します。</p> <p>補助対象者 本市に1年以上住所を有する65歳以上の方</p> <p>助成額 1回800円(1年間に40回まで)</p>